

# 長期運転資金貸付のお知らせ

長期運転資金の貸付を、次のとおり実施しますのでお知らせいたします。

## 1 貸付対象者

労災診療補償保険支援(互助)契約締結後1年以上経過し、かつ、労災診療費立替払の実績のある医療機関とします。

なお、平成29年5月1日現在借り入れをしていない医療機関とします。

現在借り入れをしている医療機関でも繰上完済をすれば再度貸付を受けることが可能です。詳細は、4月14日までに当財団労災医療部へお問い合わせ下さい。

## 2 資金の用途

経営の改善、医療施設の整備等としてご利用ください。

## 3 貸付額

貸付限度額は1,000万円、最低貸付額は100万円、貸付額の単位は10万円です。

貸付額は、借入申込月の前1年間(平成28年5月～平成29年4月)の労災診療費立替額の80%の5倍以内としますので、最低貸付額100万円を借り入れる場合の労災診療費立替額は最低25万円となります。

## 4 貸付利率

貸付利率は、財政融資資金法に基づく7月1日及び11月1日現在の貸付金利率から1.0%を減じた固定金利とします。ただし、利率の下限は、0.5%です。

平成29年度の貸付利率は、現時点では0.5%を予定しています。7月貸付と11月貸付で貸付利率が異なることがあります。

## 5 貸付期間

貸付金の返済期間は5年以内とします。

（必要に応じて6か月以内の据置期間を設けることができますが、利息はお支払いいただきます。）

## 6 貸付決定

借入申込医療機関が多い場合には、抽選により貸付対象者を決定させていただきます。

なお、抽選の場合は、抽選結果を6月末を目途に郵送にてお知らせいたします。

## 7 貸付契約締結

貸付が決定しましたら「金銭消費貸借契約書」に署名捺印・必要事項を記入のうえ「印鑑証明書」を添えて提出していただき、貸付に関する契約を締結します。

（※保証人・担保は必要ありません）

## 8 貸付金振込日

借入申込時に、どちらかの振込日を選択していただきます。

7月貸付 平成29年 7月25日(火)

11月貸付 平成29年 11月27日(月)

## 9 貸付金の返済

貸付金の返済方法は元利均等方式とし、毎月の労災診療費立替額から控除して返済金に充当しますが、控除できない場合は翌月の15日までに銀行振込により返済していただくことになります。

（貸付金利が 0.5%として5年間で返済する場合の毎月の返済額の目安は、100万円の借り入れで約 16,900 円、1,000 万円で約 169,000 円です。）

## 10 延滞損害金

約定による債務を履行されないときには、返済すべき金額（元金）に対し、年10%の割合（365日の日割計算）で延滞損害金をいただきます。

## 11 借入申込期間・申込方法

平成29年5月1日（月）から同年5月31日（水）までに、裏面の「**長期運転資金借入申込書**」（コピー使用）に記入のうえ、**当財団労災医療部**へ郵送にてお申し込みください。

**詳細については、当財団労災医療部へお問い合わせください。**

平成29年4月

公益財団法人 労災保険情報センター 労災医療部  
〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル  
TEL 03-5684-5516  
FAX 03-5684-5521

平成 年 月 日

## 長期運転資金借入申込書

長期運転資金貸付金貸付事業規程第8条の規定により、下記の金額の借入れを申し込みます。

記

- 借入申込額 金 円
- 資金の使途
- 償還期間 年 か月 (据置期間 か月・不要)
- 希望振込月 (下記のいずれかを○囲みしてください)  
7月 ・ 11月

指定病院等の番号

--	--	--	--	--	--	--

住所 〒

病院又は診療所名

代表者の氏名

印

公益財団法人労災保険情報センター理事長 殿

※ご担当者名、電話番号をご記入ください。

担当者名

電話番号